

議案第 10 号

城陽市旅費条例の一部改正について

城陽市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市旅費条例の一部を改正する条例

城陽市旅費条例（昭和26年城陽市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（目的） 第1条 この条例は、公務のため旅行する常勤の特別職（以下「市長等」という。）および一般職の職員に対し支給する旅費に関しその基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。 2 市が職員に対し支給する旅費に関しては他の条例に特別の定めがある場合を除く<u>外</u>この条例の定めるところによる。 （用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) 略 <u>(1)の2 略</u> <u>(2) 出張</u> 職員が公務のため一時その<u>在勤公署</u>を離れて<u>旅行</u>（又は職員以外の者が公務のため一時その住所を離れて<u>旅行</u>）することをいう。 <u>(3) 赴任</u> 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から<u>在勤公署</u>に旅行することをいう。	（目的） 第1条 この条例は、公務のため旅行する常勤の特別職<u>及び一般職</u>の職員に対し支給する旅費に関しその基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。 2 市が職員<u>及び職員以外の者</u>に対し支給する旅費に関しては、<u>他の</u>条例に特別の定めがある場合を除く<u>ほか</u>、この条例の定めるところによる。 （用語の意義） 第2条 この条例において、<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は、<u>当該各号</u>に定めるところによる。 (1) 略 <u>(2) 略</u> <u>(3) 出張</u> 職員が公務のため一時その<u>勤務公署</u>（常時勤務する勤務公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その職員の住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて<u>旅行し</u>、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて<u>旅行する</u>ことをいう。 <u>(4) 赴任</u> 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から<u>勤務公署</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。 <u>(5) 旅行役務提供者</u> <u>旅行者</u>（旅行業法（昭和27年法律第239号）に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行

(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。ただし、赴任の場合には、市長が特に必要あるものとして認めるものの外、旅費は支給しない。

（出張命令）

第4条 職員が出張又は旅行する場合には市長又はその委任を受けた者の発する出張命令によつて行わなければならない。

2 出張命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつて公務の円滑な遂行を図ることができない場合で且つ予算上旅費の支出が可能である場合に限り出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更

に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第3項において同じ。）を締結したものをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任の場合は、市長が特に必要があると認めるときに限る。

2 前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により出張命令の変更（取消しを含む。次条及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

3 第1項本文又は前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（出張命令）

第4条 職員の旅行は、出張命令権者の発する出張命令によつて行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、予算上旅費の支出が可能であるときに限り、出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更

（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者若しくは出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張命令権者は、出張命令を発し、又はこれを変更するには、出張命令書を交付してこれを行わなければならない。ただし、出張命令書を交付するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 出張命令権者は口頭により出張命令を発し又はこれを変更した場合にはできるだけすみやかに出張命令書を当該出張者に交付しなければならない。

6 出張命令書の記載事項及び様式は規則で定める。

（出張命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り出張命令に従って旅行することができない場合にはあらかじめ出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。出張者は前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には出張命令に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。

2 出張者が前2項の規定による出張命令の変更を申請せず又は申請したがその変更が認められなかった場合において出張命令に従わないで旅行したときは当該旅行者は出張命令に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車

をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者は、出張命令を発し、又はその変更をするには、出張命令書を交付しなければならない。ただし、出張命令書を交付するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はその変更をすることができる。

5 出張命令権者は、口頭により出張命令を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに出張命令書を当該旅行者に交付しなければならない。

（出張命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更を申請するいとまがない場合には、出張命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による出張命令の変更を申請せず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、

賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は任命権者が特に必要と認めた航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1 軒当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は旅行中の日数に応じ1 日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は旅行中の夜数に応じ1 夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1 夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。

第9条 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による日当を支給する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを市長又はその委任を受けた支出命令権者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、この請求に係る旅費額のうちの書類を提出しなかつたためにその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者はその支払つた概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長又はその委任を受けた支出命令権者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたためにその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う規則で定める給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金

を差し引かなければならない。

- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与種類は規則で定める。

(鉄道賃)

- 第11条 鉄道賃の額は旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金（これらのものに対する通行税を含む。）及び座席指定料金による。

- 2 急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

- 3 座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第12条 船賃の額は次の各号に規定する旅客運賃及寝台料金による。

に相当する金額を差し引かなければならない。

- 5 請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

。

- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(鉄道賃)

- 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道をいう。第12及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他運賃に加えて別に支払う費用のうち公務のため特に必要とする費用であつて規則で定めるものの額の合計額とする。

(船賃)

- 第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。第12条及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他運賃に加えて別に支払う費用のうち公務のため特に必要とする費用であつて規則で定めるものの額の合計額とする。

(1) 運賃の等級を区分し又は特別船室料金を徴する船舶による旅行の場合には上級の運賃に特別船室料金を加算する。

(2) 運賃の等級及び特別船室料金を徴する設備を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には前号に規定する運賃の外、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第 1 2 条の 2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 1 3 条 車賃の額は別表第 1 の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することが出来ない場合には実費額による。

2 車賃は全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(日当)

第 1 4 条 日当の額は別表第 1 の定額による。

(航空賃)

第 1 1 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次条及び第 1 3 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他運賃に加えて別に支払う費用のうち公務のため特に必要とする費用であつて規則で定めるものの額の合計額とする

。

(鉄道賃、船賃及び航空賃の運賃の額の上限)

第 1 2 条 前 3 条に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道、船舶又は航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 1 3 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃その他公務のため特に必要とする費用であつて規則で定めるものの額の合計額とする。

(宿泊費)

第 1 4 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で

(宿泊料)

第 15 条 宿泊料の額は別表第 1 の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 16 条 食卓料の額は別表第 1 の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第 17 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 13 条までに規定する額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 16 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(転居費)

第 17 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 19 条第 1 項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後手当)

第18条 着後手当の額は、別表第1の日当額の5日分及び宿泊料定額の5夜分を支給する。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際または赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を随伴する場合には、扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い別表第3により支給する。

(2) 前号の規定により計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(旅費の特例)

第20条 特別の事情により前各条によりがたい場合においては、別に定額旅費を支給することができる。

2 第11条第1項の規定にかかわらず、任命権者が必要と認めた場合に限り、特別車輛料金を支給することができる。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に掲げる場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条から第11条まで及び第13条に規定する各費用について、当該各条並びに第7条及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各費用について第7条、第14条、第15条及び第17条から第19

<u>3 第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、出張命令権者が必要と認めた場合に限り急行料金及び座席指定料金を支給することができる。</u> (外国旅行の旅費) <u>第20条の2</u> 外国旅行を命ぜられた場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、市長が別に定める。 (旅費の調整) <u>第21条</u> 任命権者は、この条例の規定による旅費が当該旅行の性質上又は特別の事情により、実費に対し過不足を生じると認められる場合は、旅費を調整して支給することができる。 (実施規定) <u>第22条</u> この条例の実施のための手続その他の執行について必要な事項は規則で定める。	<u>条第1項までの規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (外国旅行の旅費) <u>第21条</u> 外国旅行を命ぜられた場合の旅費については、<u>第9条から第19条までの規定にかかわらず</u>、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）<u>の規定</u>の例により、市長が別に定める。 (旅費の調整) <u>第22条</u> 支出命令権者は、この条例の規定による旅費が当該旅行の性質上又は特別の事情により、実費に対し過不足を生じると認められる場合は、旅費を調整して支給することができる。 <u>(旅費の返納)</u> <u>第23条</u> 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 <u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う規則で定める給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u> <u>(委任)</u> <u>第24条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、規則で定める。
---	--

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の城陽市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の

日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する出張命令権者が主張命令を発する旅行について適用し、同日前に出張命令権者が出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同日前に出張命令権者が出張命令を発し、かつ、同日以後に同号に規定する出張命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該出張命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 2 3 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市旅費条例（昭和 26 年城陽市条例第 22 号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づいて本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第 204 条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第 24 条 略

2 ～ 4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市旅費条例の一部改正条例要綱

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、条例を改正するもの。経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずる。

法及び条例改正の内容は以下のとおり。

①旅費の計算等に係る規定の簡素化

旅費は費用弁償であり、給与のように法律で詳細を規定する必要がないことから、旅費の種類や内容に係る技術的事項を政令に委任することで、適時・適切に時代の変化に対応できる制度に改める。

⇒旅費の種類等の詳細を規則に委任する。（第6条、第9条から第19条関係）

②旅費の支給対象の見直し

職員による立替えをなくし、事務負担軽減を図るため、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等の対する直接の支払を可能とする。

⇒旅行者本人のみでなく「旅行役務提供者」への支払を可能とする。
（第3条関係）※旅行役務提供者…旅行業者や鉄道会社等

③国費の適正な支出の確保

実費支給等、旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、一定程度自由度が増す面もあることから、法令の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求め、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

⇒返納の必要が生じた場合は給与等からの控除ができるようになる
（控除できる給与等の種類は規則で定める）。（第23条関係）

【改正内容】

名 称	改 正 前	名 称	改 正 後
鉄道賃	実費 ・急行料金… 片道100km以上に支給 座席指定料金… 片道100km以上に支給 ・直行直帰の場合は、居住地と出張先間の運賃及び勤務地と出張先間の運賃の安価な方	鉄道賃※	実費（上限なし） ・運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、その他付随する費用 ・路面電車等の鉄道以外も可 ・通勤手当と重複する部分は支給しない ・勤務地等以外を出発地とする場合は勤務地等からとそれ以外を比較して安価な方
船賃	実費 ・特別船室料金、寝台料金が必要な場合は別途支給	船賃※	実費（上限なし） ・運賃、寝台料金、座席指定料金、その他付随する費用
航空賃	実費	航空賃※	実費（上限なし） ・運賃、座席指定料金、その他付随する費用
車賃	1km37円	交通の他※	実費（上限なし） ・バスの運賃、タクシーやレンタカー費用も必要に応じ可
日当	・昼食代として指定された市町村以外 1,000円支給 ・長期出張については雑費として日当を支給。ただし、日数に応じて減額調整有。	(廃止)	
宿泊料	・指定のない場合 食事代込10,000円 ・指定がある場合 実費（夕食・朝食も指定の場合は実費） ・指定された宿泊先で食事の指定がない場合は朝食、夕食につき1,000円を宿泊料として支給	宿泊費※	実費（上限あり） ・上限額は宿泊地の都道府県により8,000円～19,000円

名 称	改 正 前	名 称	改 正 後
	(新設)	宿泊費 包括	実費（交通費と宿泊費基準額の合計額を上限）
食卓料	1夜につき2,000円		(廃止)
	(新設)	宿泊手当※	上限2,400円 ・朝食・夕食・諸雑費の有無により支給
移転料	扶養家族を移転する場合 鉄道100km未満 123,000円 100km以上300km未満 152,000円 300km以上500km未満 187,000円 500km以上1,000km未満 248,000円 1,000km以上 261,000円 扶養家族を移転しない場合は上の2分の1、移転しないが1年以内に移転する場合は上に相当する（2分の1程）額	転居費※	引っ越し業者等使用…見積額（複数見積もって最も経済的なもの） 旅行役務提供者使用…実費 ただし、同居の家族分も支給可能、同一市町村内の在勤公署の変更は対象外
手着当後	日当5日分、宿泊料5夜分	滞在費 着後	宿泊費及び宿泊手当の合計額（5夜分を限度とする） ただし、同一市町村内の在勤公署の変更は対象外

名 称	改 正 前	名 称	改 正 後
扶養親族移転料	・ 12 歳以上 職員相当額の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の全額、職員相当額の日当、宿泊料、食卓料、着後手当の3分の2 ・ 6 歳以上12 歳未満上の2分の1 ・ 6 歳未満 職員相当額の日当、宿泊料、食卓料、着後手当の3分の1	家族移転費	・ 同居家族ひとりごとに交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費の合計額 ・ 1 年以内に移転する場合も上に準じた額 ただし、同一市町村内の在勤公署の変更は対象外

※旅費の内容の詳細を規則に委任